

松茂町人事評価システム構築・運用支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

松茂町人事評価システム構築・運用支援業務

2 目的

この要領は、松茂町人事評価システム構築・運用支援業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）にて選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

松茂町人事評価システム構築・運用支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 委託料の限度額

5,310,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 今回提案するシステムについて、地方公共団体への導入実績を有すること。
- (6) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じており、ISO27001又はプライバシーマークを取得していること。

7 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
事業者募集開始	令和8年5月27日(水)
質問書の提出期限	令和8年6月3日(水) 午後5時まで必着
参加表明書等及び企画提案書の提出期限	令和8年6月16日(火) 午後5時まで必着
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年6月24日(水) ※予定
審査の結果通知	令和8年6月下旬
契約の締結	令和8年7月上旬
業務開始	令和8年7月上旬

8 参加申し込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申し込み方法は次のとおりとする。

(1) 実施要領等の配布

本公募に関する実施要領、仕様書及び様式等は松茂町ホームページからダウンロードしてください。

【松茂町ホームページ <https://www.town.matsushige.tokushima.jp/>】

(2) 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料を松茂町総務課まで、持参又は郵送で提出してください。(郵送の場合は、応募期間内に必着)

なお、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。

正本1部、副本7部を次の順番でA4左綴じにして提出

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 会社概要書(様式第3号)
- ④ 業務実績書(様式第4号)
- ⑤ 企画提案書(任意様式)

※A4両面20枚以内とする。

- ⑥ 松茂町人事評価システム機能要求書(様式第5号)
- ⑦ 業務スケジュール表(任意様式)
- ⑧ 見積書(人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載する。)
※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし税額を記載。
- ⑨ 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 直近2事業年度の決算書(貸借対照表及び損益計算書等)又はこれらに

類する書類

(3) 質問および回答

質問がある場合は、令和8年6月3日（水）17時までに、質問書（様式第6号）に記入の上、電子メールで松茂町総務課まで提出してください。質問に対する回答は、令和8年6月9日（火）までに、松茂町ホームページに掲載する予定です。

■E-mail：soumu@matsushige.i-tokushima.jp

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

(1) 日時及び場所等

令和8年6月24日（水）に実施予定。詳細については後日連絡する。

(2) 出席者

最大人数5人

(3) 提案内容の説明

①プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

②説明時間はデモンストレーションを含めて30分とする。※準備時間を除く。

③質疑応答は20分とする。

(4) 備品の貸出

プレゼンテーションにあたり、スクリーン・接続ケーブルは会場に準備したものを使用可能。PC等その他必要なものは、事業者が準備すること。

(5) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する際は、速やかに書面（任意様式）により、松茂町総務課まで提出すること。

10 受託予定者の選定方法

(1) 松茂町人事評価システム構築・運用支援業務に関する委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて企画提案書、機能要求書等の確認及び審査を行う。

(2) 委員会がプレゼンテーションの審査を行い、点数の付け方は、審査員の各点数を合計し、最高点を獲得した1事業者を本業務の受託予定者とする。ただし、当該点数の平均点が審査基準点未満であった場合は契約を締結しない。

また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者のみの場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、当該点数の平均点が審査基準点に達し、かつ、選定委員が適切な事業者と判断した場合は、受託予定者とする。

審査基準点：100点満点中60点（6割）

（3）審査項目及び評価基準

委託事業者の選定に係る審査項目及び評価基準は別紙のとおりとする。

（4）審査結果の通知

審査結果は松茂町公式ホームページにて公表し、併せてプロポーザルに参加した事業者全てに文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

1 1 失格条件

参加者及び受託予定者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （2）「6 参加資格要件」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- （3）他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- （4）定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- （5）その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

1 2 その他留意事項

- （1）本プロポーザルに掛かる経費は全て参加者の負担とする。
- （2）企画提案書は1事業者につき1案とする。
- （3）書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- （4）提出された書類は返却しない。

1 3 問い合わせ先

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島東裏30番地

松茂町役場 総務課

TEL：088-699-8710 FAX：088-699-6010

E-mail：soumu@matsushige.i-tokushima.jp